

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月16日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	活性炭式希ガスホールドアップ装置建屋大物搬入口クレーンにおいて、動作不良(電磁接触器のケーブル断線により動作せず)が認められたため、当該電磁接触器を点検・修理。	GIII	
2	1号機	エリア放射線モニター(No. 28)「タービン建屋電動機駆動原子炉給水ポンプエリア(H)」において、指示不良(中央制御室計測用電源切替後に指示値が出ない)が認められたため、当該放射線モニターを点検・修理。	GIII	
3	その他	構内配備の緊急対策用電源車運転時において、人を乗車させようと左側へ寄った際に歩道用アーケードの屋根に電源車上部(左側)を接触させたことが認められたため、対応検討。 なお、接触による電源車の機能に影響なし。	GIII	